練馬区立北町西小学校「学校いじめ防止基本方針」

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　副校長

１，本校の基本姿勢

　いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である。また、いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子供にも起こり得るものであるという基本的な認識に立つことが必要である。

　いじめは、子供の心を深く傷付け、人格形成に悪影響を与える大変憂慮すべき人権問題である。したがって、いじめの早期発見と未然防止は、教師にとって重大な課題である。

　いじめ問題を解決するためには、「いじめであるか否か」ということより、「いじめであるかもしれない」「いじめに発展するかもしれない」という視点に立って、子供一人一人に関わっていくことが大切である。

【いじめの定義】

　個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立って行うものとする。「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

２，対策方針の基本的な考え方

　　いじめの未然防止といじめのない学校づくりを最重要の取組とし、日々の充実した教育活動の中で、子供たちが心と感性を育み、併せて、日常的に児童の自尊感情や自己有用感を醸成していくことを大切にする。

３，学校の取組

（１）学校いじめ防止基本方針の策定と組織等の設置

 ①いじめ防止基本方針の策定

 校長のリーダーシップの下「学校いじめ防止基本方針」を作成し、その内容について全教職

員で共通理解を図り、児童の指導にあたる。

【いじめ防止にむけた取組】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 取組 | 時期 | 内容 |
| いじめについての講話や授業 | 5、6、11、2月 | ・全校朝会での講話　　　　　　　・道徳の時間、学級活動などでの授業・全校朝会、学級活動などでの授業　・道徳の時間、学級活動などでの授業 |
| ＳＣとの面接担任との面談 | ４月7月 | ・5年生児童とスクールカウンセラーによる面接の実施・子供との面談の実施 |
| ふれあい月間 | 11月２月 | ・いじめ一掃プロジェクトに関わる標語やポスターなどの作成（11月）・全校児童による「心が温かくなる言葉」の作成（2月） |
| アンケート | 毎月 | ・いじめの早期発見や防止に関わる項目について、全児童を対象に実施・アンケート結果は集計、および、検討 |
| 心のふれあい相談員面談 | ４～５月 | ・３年生児童と心のふれあい相談員による面談の実施 |

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　A-23

　②組織の設置

北町西小のいじめ防止等に関する対応を迅速に進めるために、下記の関係者からなる「学校いじめ対策委員会(校内)」を組織する。

【学校いじめ対策委員会】

　○校内：校長、副校長、特別支援コーディネーター、学年主任

 生活指導主任、ＳＣ、心のふれあい相談員、加害及び被害児童担任

 　□指導方針の共通理解　　　□迅速な対応　□役割分担　　□安全確保

　□いじめ防止基本方針に沿った実証と検証　　□情報収集、情報提供

 □保護者との連携　　□教育委員会や警察、関係諸機関との連携

　□個別指導の実施　　□学級や学年への全体指導　　□継続的な見守り・重大事案発生時に

は、管理職の指示により対策委員会を招集し、事態の把握と対策の検討を行う。

（２）いじめの防止

①教職員の取組

□情報共有の場の設定、児童への指導の徹底

　□いじめを許さない体制の確立と児童への周知

　□日常的な「分かる授業」の実践

　□教員による自身の指導の振り返り

　□学年経営を中心にした児童の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり

　□道徳の時間を中心とする全教育活動における指導

　□児童の実態把握とより深い児童理解

　□異学年、異世代との交流の推進

　□児童一人一人の活躍の場の設定

　□学習や行動を振り返る時間の設定

　□体験活動の実施

　□読書活動の推進

　□学習における交流の場の設定

　□めあての設定

②児童に培う力

　□自尊感情と自己有用感

　□規律を守る学校生活

　□素直な心とみずみずしい感性

　□他者のよいところを理解し認め合う力

　□他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操

　□進んで挑戦する力

A-24

□粘り強く取り組む力

　□他者とのコミュニケーションを図る力

　□ストレスに適切に対処できる力

（３）いじめの早期発見・早期対応

①早期発見に向けた取組

　□いじめ早期発見といじめ防止に係る基本姿勢の共有

　□いじめや悩みに関わるアンケート調査の実施

　□子供たちの見取りと情報交換

　□いじめ発見のチェックシートの活用：別紙

②早期発見の係る組織

　□教職員間の情報交換

　　・不断の情報交換　・学年間の情報交換を重視

　　・職員会議、生活指導朝会等での情報交換

　　・保健室や教育相談からの情報提供

　　・児童からの情報の活用

 □教育相談体制

 ・ＳＣや心のふれあい相談員の活用、定期的な相談の実施

　　・副校長をはじめとする担当への報告、連絡、相談の徹底

 □特別支援コーディネーター

 ・児童の実態把握と適切な支援への助言

　　・支援が必要となる児童への個別の対応体制づくり

　□窓口の一本化

 ・副校長を窓口として、いじめの通報や情報に対応

　　・全教職員への報告と周知

③家庭や地域との連携

　□家庭との連携

・学校、学年、学級だよりや学校ＨＰ等による子供たちの活動の広報

　　・学校の考え方や取組の周知（保護者会、ＰＴＡ総会等）

 □地域との連携

　　・学校だより、学校ＨＰによる教育活動の広報と周知

　　・登下校時の児童の実態把握と情報交換

　　・校外組織としていじめ防止対策サポートチームを編成する

【いじめサポートチーム】

 ○校長、副校長、生活指導主任、学校いじめ対策推進教員、SC、教務主任、特別支援コーディネータ―、学校いじめ対策推進教員、保護司、ＰＴＡ会長、ＰＴＡ副会長、主任児童委員、青少年委員、保護者、卒業生保護者

A-25

４，いじめへの対処

【自己判断は禁物！　素早く相談・対応】

×：「様子を見よう」「悪ふざけだろう」～の考えは捨てる。

□「いじめは絶対に許されないもの」という認識立つ。

□「早期かつ即時対応」と「組織的対応」の認識に立つ。

□「いじめられている児童の側に立つ。」ことを前提にして判断する。

□「小さな芽は小さなうちに摘む」ことを重視する。

（１）素早い事実確認

①速やかな報告の徹底

②いじめ防止対策委員会の招集

③事実確認の実施

ア、被害児童への聞き取り

 □被害者の視点に立ち「味方」となって支える立場で接する。

□性急にならずに気持ちに寄り添って話を聞く。

イ、加害児童への聞き取り

 □いじめを行っている時の気持ちなどについて話をさせる。

□受容的に話を聞く。

□「いじめは絶対に許されない行為として、けんか両成敗的な指導はしない。

ウ、周辺児童への聞き取り

 □周辺児童の行動に対する善悪の判断はしない。

□内容に矛盾がないかどうか慎重かつ多面的に検討し、事実を明らかにする。

□事実確認終了後、必要な指導を行う。

エ、被害児童保護者、加害児童保護者に対して

　□保護者と直に会って面談を行う。

　□保護者の立場や心情に十分配慮し、現状と今後の具体的な対応について説明する。

 □保護者の心配していることを明らかにして、収束に向けた今後の見通し、対応について説明

する。

④「いじめ対策防止委員会」の開催

 □具体的な指導方針や指導体制、対応策の決定と実践

⑤インターネットネット上のいじめへの対応

　□児童に対して、学校の決まりの遵守、情報モラルについての指導を行う。

　□児童のパソコン・携帯電話等の利用を第一義的に管理するのは家庭である。家庭におけるル

ール作りや必要性について保護者会等で伝える。

　□パソコン・携帯電話等を見ているときの表情の変化や行動など小さな変化に気付いた場合、

学校に報告してもらう。

　□「ネット上のいじめ」を発見した場合、書き込みや画像の削除等迅速な対応を図るとともに人権侵害や犯罪、法律違反など事案によって、警察等の専門機関と連携して対応する。

A-26

⑥校（園）種間および関係機関との一層の連携

　　□小中連携・幼保小連携の視点を踏まえ、必要に応じて異校種間でいじめに関する情報交換・

連携を行う。

　　□異校種間で情報交換・連携を行う場合、卒業（園）生や卒業時の学年集団等に関するいじ

めに関する情報を提供し、意見交換を行う。

　　□必要に応じていじめに関して、教育相談室や適応指導教室、学童クラブや児童館、児童相

談所、警察等と連携し、情報共有を行い、対応にあたる。

（２）学校におけるいじめの防止等の取組の点検

　　□必要に応じて学校いじめ防止基本方針、組織等を実態に即して点検・見直しを行う。

　　□区のふれあい月間に合わせ、いじめに関する調査から課題を洗い出し、組織的・計画的に

いじめ問題に取り組めるようにする。

　　□教職員は、学校自己評価等を通じ、自己およびいじめ対応組織等について適切に評価し、

改善に努める。

　　□児童および保護者等が学校評価等を活用し、学校いじめ防止基本方針、設置した組織等に

ついて定期的に評価する機会を設ける。

５　付則

　　付則（平成２６年　５月　８日付け　　練北西小第２２号）この「学校いじめ防止基本方針」は平成２６年　５月９日から施行する。

A-27